公立大学法人大阪教職員の給料表の切替えに係る措置に関する規程

制 定 平成31.4.1 規程 41 最近改正 令和7.3.31 規程 58

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪教職員給与規程(以下「給与規程」という。) 附則 第6項に定める給料表その他の切替えに係る措置のうち、給料表の切替えについて定め る。

(用語の定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 本法人 公立大学法人大阪をいう。
 - (2) 教職員 公立大学法人大阪教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第2条第 1項に規定する教職員のうち、就業規則第57条第4号に掲げるもの(公立大学法人大 阪職員の再雇用に関する規程の適用を受ける者を除く。)をいう。
 - (3) 旧府大法人 合併前の公立大学法人大阪府立大学をいう。
 - (4) 旧市大法人 合併前の公立大学法人大阪市立大学をいう。
 - (5) 旧府大法人就業規則 (旧)公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則をいう。
 - (6) 旧府大法人給与規程 (旧)公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程をいう。
 - (7) 旧市大法人就業規則 (旧)公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則をいう。
 - (8) 旧市大法人給与規程 (旧)公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程をいう。
 - (9) 旧市大法人管理職員給与規程 (旧)公立大学法人大阪市立大学管理職員給与規程をいう。
 - (10) 府大承継教職員 平成31年3月31日に旧府大法人に在職し、合併前の公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。
 - (11) 市大承継教職員 平成31年3月31日に旧市大法人に在職し、合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。
 - (12) 府大区分教職員 給与規程が適用される教職員で、中百舌鳥事業場、羽曳野事業場、りんくう事業場及び本部事業場で勤務するもの(前2号の教職員を除く。)をいう。
 - (13) 市大区分教職員 給与規程が適用される教職員で、杉本地区事業場、阿倍野地区 (医学部・看護学部) 事業場、阿倍野地区 (医学部附属病院) 事業場、阿倍野地区 (MedCity21) 事業場及び私市地区事業場で勤務するもの (第10号及び第11号の教職員を除く。) をいう。
 - (14) 市大区分課長代理級 市大承継教職員及び市大区分教職員のうち、公立大学法

人大阪教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程別表第1において一般職給料表(1)4級が適用される職務にあるものをいう。

(切替えの実施)

第3条 給料表の切替えは、令和4年4月1日に実施する。

第2章 給料表の切替え

(新旧の給料表の対応)

- 第4条 給料表の切替えは、別表第1の切替前給料表等の欄に掲げる給料表を、切替後給料表の欄に掲げる給料表に切り替えるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、切替前に適用されていた旧府大法人就業規則又は旧市大法 人就業規則(以下これらを「旧就業規則」という。)において給料表の適用を異にするも のとされた異動を切替時に行った教職員にあっては、旧就業規則において異動後の職に 適用される給料表を切替前給料表とする。

(府大承継教職員の給料表の切替え)

- 第5条 切替えの前日に旧府大法人就業規則に定める内容を適用されていた府大承継教職員であって、切替後に一般職給料表(1)が適用されるものの切替後に適用する号給は、切替前と同一級内において、切替えの前日に受けていた給料月額と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。
- 2 前項の規定による切替えを行った場合に切替後の給料月額が切替前の給料月額を下回 る者については、昇格又は昇給により切替後の給料月額が切替前の給料月額を上回るま での間は、切替前の給料月額を支給する。
- 3 諸手当の算定には、前項の規定により保障する切替前の給料月額をもってあてる。
- 第5条の2 切替えの前日に旧府大法人就業規則に定める内容を適用されていた府大承継 教職員であって、切替後に給与規程附則別表第2が適用されるものの切替後に適用する 職務の級及び号給は、切替前と同一の級及び号給とする。

(府大区分教職員の給料表の切替え)

- 第6条 切替えの前日に旧府大法人就業規則に定める内容を適用されていた府大区分教職員であって、切替後に一般職給料表(1)が適用されるものの切替後に適用する号給は、採用の日から就業規則の本則の規定を適用されていたものとみなして、その時の初任給を基礎とし、採用の日から切替えの前日までの期間の業績等を考慮し相当の昇給があったものとした場合に受ける号給とする。
- 第6条の2 第5条第2項及び第3項の規定は、前条の規定の適用を受けるものの切替え について、準用する。
- 第7条 第5条の2の規定は、切替えの前日に旧府大法人就業規則に定める内容を適用されていた府大区分教職員であって、切替後に給与規程附則別表第2が適用されるものの切替えにおいて、準用する。

(市大承継教職員の給料表の切替え)

第8条 切替えの前日に旧市大法人就業規則に定める内容を適用されていた市大承継教職 員であって、切替後に一般職給料表(1)が適用されるものの切替後に適用する号給は、次 の各号に定めるとおりとする。

- (1) 次号に掲げる教職員を除くもの 切替後に適用する号給は、別表第2に定める 切替前の職務の級に対応する切替後の職務の級において、切替えの前日に受けていた給料月額に対して100分の103.86を乗じて得られる金額(1円未満の端数は切り上げる。以下「引上げ後給料月額」という。)と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。
- (2) 市大区分課長代理級 新給料表において適用する号給は、別に定める給料月額で得られる引上げ後給料月額と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。
- 2 前項の規定による切替えを行った場合に切替後の給料月額及び給料月額に係る地域手当の合計額(以下「給与月額」という。)が、切替前の給与月額を下回る者については、 昇格又は昇給により切替後の給与月額が切替前の給与月額を上回るまでの間は、切替前の給与月額(以下「仮定給」という。)を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、 各号に定めるとおりとする。
 - (1) 引上げ後給料月額が、切替後に占める職務の級の最高号給の給料月額を上回る者 昇格により切替後の給与月額が切替前の給与月額を上回るまでの間は、仮定給を支 給する。
 - (2) 引上げ後の給料月額が、切替後に占める職務の級の最低号給の金額を下回る者 切替後の給料月額を当該職務の級の最低号給とする。
- 3 前項に規定する仮定給が適用される者の諸手当の算定には、仮定給に基づく給料月額 をもってあてる。
- 第9条 切替えの前日に旧市大法人就業規則に定める内容を適用されていた市大承継教職員であって、切替後に一般職給料表(2)、給与規程附則別表第1又は看護職給料表(1)が適用されるものの切替後に適用する職務の級及び号給は、切替前と同一の級及び号給とする。

(市大区分教職員の給料表の切替え)

- 第 10 条 切替えの前日に旧市大法人就業規則に定める内容を適用されていた市大区分教職員であって、切替後に一般職給料表(1)が適用されるものの切替後に適用する号給は、採用の日から就業規則の本則の規定を適用されていたものとみなして、その時の初任給を基礎とし、採用の日から切替えの前日までの期間の業績等を考慮し相当の昇給があったものとした場合に受ける号給とする。
- 第 10 条の2 第8条第2項及び第3項の規定は、前条の規定の適用を受けるものの切替 えについて、準用する。
- 第 11 条 第 9 条の規定は、切替えの前日に旧市大法人就業規則に定める内容を適用されていた市大区分教職員であって、切替後に一般職給料表(2)、給与規程附則別表第 1 又は看護職給料表(1)が適用されるものの切替えにおいて、準用する。

第12条 削除

(切替時に昇格又は降格を伴う場合の切替え)

第 13 条 切替えの日に昇格又は降格する教職員にあっては、切替前に昇格又は降格した

場合の職務の級及び号給を切替前の職務の級及び号給とみなして切替えを行うものとする。

(切替前に適用されていた休職等の期間に係る昇給号給の調整)

- 第14条 切替え前に発令を受けた休職及び承認を受けた休業等(以下「休職等」という。) の事由により、昇給号給数の調整の対象となり、切替後に当該休職等から復職したとき に所要の調整が行われるものにあっては、切替前の期間に係る調整は、次の各号に掲げ る区分に応じて当該各号に定める調整を行い、切替後の期間に係る調整は、給与規程及 び附属する関係規程に定める調整を行う。
 - (1) 府大承継教職員及び府大区分教職員(第6条の適用を受ける者を除く。) 旧府 大法人給与規程及び附属する関係規程
 - (2) 市大承継教職員及び市大区分教職員(第10条の適用を受ける者を除く。) 旧市 大法人給与規程及び附属する関係規程

(看護職給料表(1)適用者の切替え等に伴う経過措置)

第15条 看護職給料表(1)の適用を受ける者の旧市大法人給与規程附則第4項の規定による経過措置は、第9条の規定により得られる給料月額をもって行う。

第3章 平成31年4月1日以後に採用される教職員に関する特則

(一般職給料表(1)が適用される職員に対する措置)

- 第16条 第6条及び第10条の規定の適用を受ける者には、採用の日から給料表の切替えの前日までの期間に支給された給与の総支給額と、採用の日から給料表の切替えの前日までの期間について就業規則の本則の規定により計算した給与の総支給額との差額相当について、切替後に支給する最初の期末手当において所要の調整を行うことがある。
- 2 前項の調整については、理事長が別に定める。

第4章 雑則

(施行の細目)

第17条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 第5条第2項の規定の適用を受ける者の給料月額は、同項の規定にかかわらず、切替前の給料月額に令和4年4月1日時点で適用されていた職務の級及び号給に応じて附則別表で定める額を加えた額とする。
- 3 前項の適用を受ける者の諸手当の算定には、前項の規定により得られる給料月額をもってあてる。
- 4 前2項の規定は、第6条の2の規定の適用を受ける者の給料月額及び諸手当の算定について、準用する。
- 5 第8条第2項の規定の適用を受ける者の仮定給は、同項の規定にかかわらず、公立大

学法人大阪教職員の給料表の切替えに係る措置に関する規程の一部を改正する規程(令和7年規程第 号)による改正前の公立大学法人大阪教職員の給料表の切替えに係る措置に関する規程(以下「改正前の規程」という。)附則第5項により得られる額に令和6年4月1日時点で適用されていた職務の級及び号給に応じて附則別表に定める額を加えた額を基礎として得られる額とする。

- 6 前項の適用を受ける者の諸手当の算定には、改正前の規程附則第5項により得られる 額に令和6年4月1日時点で適用されていた職務の級及び号給に応じて附則別表に定 める額を加えた額をもってあてる。
- 7 前2項の規定は、第10条の2の規定の適用を受ける者の仮定給及び諸手当の算定について、準用する。

附則別表

号給	1級	2級	3級	4級
1	20,000	18,600	15, 700	8, 400
2	20,000	18, 100	15, 500	7, 900
3	20,000	17, 700	15, 300	7, 500
4	20,000	17, 300	15, 200	6, 900
5	20,000	16, 800	15, 000	6, 400
6	20,000	16, 700	14, 600	6,000
7	20,000	16, 500	14, 200	5, 600
8	20,000	16, 300	13, 800	5, 100
9	20,000	16, 200	13, 500	4, 700
10	19, 900	16,000	13, 100	4, 400
11	19, 900	15, 800	12, 700	4, 200
12	19, 900	15, 500	12, 300	3, 900
13	20, 200	15, 300	11, 900	3, 500
14	20, 200	15,000	11, 500	3, 500
15	20, 200	14, 700	11, 200	3,600
16	20, 100	14, 400	10, 900	3,600
17	20, 400	14, 100	10, 500	3, 500
18	20, 900	13,800	10,000	3, 500
19	21, 400	13, 500	9, 500	3, 500
20	21, 900	13, 100	9, 100	3, 400
21	22, 800	12,800	8,600	3, 500
22	22, 800	12, 700	8, 500	3, 400
23	22, 800	12, 500	8, 300	3, 500
24	22, 800	12, 200	8, 100	3, 500
25	22, 800	12,000	8,000	3, 400
26	23, 100	11,800	8,000	3, 400

27	23, 300	11,600	8,000	3, 300
28	23,600	11, 300	7, 900	3, 200
29	24,000	11,000	7, 900	3, 200
30	24,000	10, 700	7, 500	3, 200
31	24, 100	10, 400	7, 100	3, 300
32	23, 900	10, 100	6, 700	3, 200
33	23, 800	9, 800	6, 400	3, 200
34	23, 700	9, 300	5, 800	3, 200
35	23,600	8, 900	5, 400	3, 100
36	23, 700	8, 500	4, 900	3,000
37	23, 600	8, 300	4, 500	3, 200
38	23, 400	8,000	4, 400	3, 200
39	23, 200	7, 700	4, 300	3, 200
40	23, 100	7, 300	4, 200	3, 200
41	22, 800	6, 900	4, 200	3, 200
42	22, 500	6,600	4, 200	3, 100
43	22, 200	6, 400	4, 100	3, 100
44	21,800	6, 100	4,000	3, 200
45	21,500	5, 700	4,000	3, 200
46	21, 100	5, 300	4,000	3, 200
47	20,600	4, 900	4,000	3, 200
48	20, 200	4, 500	3, 900	3, 200
49	19, 800	4, 500	4,000	3, 200
50	19, 200	4, 500	4,000	3, 200
51	18,600	4, 500	4,000	3, 200
52	18, 100	4, 500	3, 900	3, 200
53	17, 500	4, 500	4,000	3, 200
54	17, 100	4, 500	4,000	3, 200
55	16, 700	4, 400	4,000	3, 200
56	16, 200	4, 400	3, 900	3, 200
57	15, 700	4, 500	4,000	3, 200
58	15, 500	4, 300	4,000	3, 200
59	15, 200	4, 100	3, 900	3, 200
60	14, 900	4,000	3, 800	3, 200
61	14, 700	4, 100	4,000	3, 200
62	14, 400	4,000	3, 900	3, 200
63	14, 200	3, 900	3, 900	3, 200
64	14,000	3, 900	3,800	3, 200

65	13,800	4, 100	4,000	3, 200
66	13, 500	4, 200	3, 900	3, 200
67	13, 300	4, 200	3, 800	3, 200
68	13, 100	4, 100	3, 800	3, 200
69	12,800	4, 100	4,000	3, 200
70	12, 900	4,000	3, 900	3, 200
71	12, 800	3, 900	3, 800	3, 200
72	12, 800	3, 800	3, 700	3, 200
73	12, 800	4, 100	3,600	3, 200
74	12, 700	4, 100	3, 500	
75	12, 400	4,000	3, 400	
76	12, 200	3, 900	3, 300	
77	12,000	4, 100	3,600	
78	11,900	4, 100	3,600	
79	11,600	4, 100	3,600	
80	11, 400	4, 100	3,600	
81	11, 200	4, 100	3,600	
82	11,000	4,000	3, 700	
83	10,800	4,000	3, 700	
84	10,600	3, 900	3, 700	
85	10, 400	4, 100	3,600	
86	10, 400	4,000	3, 700	
87	10,000	4,000	3, 600	
88	9,600	3, 900	3, 500	
89	9, 200	4,000	3, 600	
90	9, 100	3, 900	3, 600	
91	8, 900	3, 800	3,600	
92	8, 700	3, 700	3,600	
93	8, 500	3, 900	3,600	
94	8, 400	4,000	3, 600	
95	8, 300	3, 900	3,600	
96	8, 100	3, 800	3,600	
97	7, 900	3, 900	3,600	
98	7, 900	3, 800	3,600	
99	7,800	3, 700	3,600	
100	7, 700	3, 800	3, 600	
101	7, 500	3, 900	3, 600	
102	7, 400	4,000		

103	7, 300	4,000	
104	7, 200	4,000	
105	7, 100	3, 900	
106	7,000	3, 900	
107	6, 900	3, 900	
108	6, 700	3, 900	
109	6,600	3, 900	
110	6, 400	3, 900	
111	6, 400	3, 900	
112	6, 300	3, 900	
113	6, 200	3, 900	
114	6, 200		
115	6,000		
116	6,000		
117	6,000		
118	6, 100		
119	6,000		
120	5, 900		
121	5, 800		
122	5, 700		
123	5,600		
124	5, 500		
125	5, 400		
126	5, 300		
127	5, 100		
128	4, 900		
129	4,800		
130	4,600		
131	4,600		
132	4,600		
133	4,600		
134	4,600		
135	4,600		
136	4,600		
137	4,600		
138	4,600		
139	4,600		
140	4,600		

141	4,600		
142	4,600		
143	4,600		
144	4,600		
145	4,600		

附 則(令和2.2.12 規程2)

- 1 この規程は、令和2年2月12日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人大阪教職員の給料表の切替えに係る措置に関する規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和4.3.31 規程389)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5.2.28 規程16)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人大阪教職員の給料表の切替えに係る措置に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和4年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した 者には適用しない。

(給与の内払)

4 この規程による改正前の公立大学法人大阪教職員の給料表の切替えに係る措置に関する規程の規定に基づいて令和4年4月1日から改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(清算日)

5 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和5年3月17日とする。

附 則 (令和 5.12.20 規程 224)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人大阪教職員の給料表の切替えに係る措置に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和5年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した 者には適用しない。

(給与の内払)

4 この規程による改正前の公立大学法人大阪教職員の給料表の切替えに係る措置に関する規程の規定に基づいて令和5年4月1日から改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(清算日)

5 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和6年1月17日とする。 附 則(令和6.12.24 規程254) この規程は、令和7年1月1日から施行する。

附 則(令和7.1.24 規程3)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人大阪教職員の給料表の切替えに係る措置に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和6年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した 者には適用しない。

(給与の内払)

4 この規程による改正前の公立大学法人大阪教職員の給料表の切替えに係る措置に関する規程の規定に基づいて令和6年4月1日から改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(清算日)

5 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和7年2月17日とする。 附 則(令和7.3.31 規程58)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

切替前の内容を定める規程	切替前給料表等	切替後給料表
旧府大法人給与規程	一般職給料表	一般職給料表(1)
	教育職給料表	給与規程附則別表第2
旧市大法人給与規程	一般職給料表(1)	一般職給料表(1)
	一般職給料表(2)	一般職給料表(2)
	教育職給料表	給与規程附則別表第1
	看護職給料表(1)	看護職給料表(1)
旧市大法人管理職員等給与規程	課長代理級 (一般)	一般職給料表(1)

別表第2

	切替前の職務の級等	切替後の職務の級
一般職給料表(1)	4級	3級
	3級	2級
	1級及び2級	1級